

## 環境審議会の概要

- 構成 ・ 全体会（環境審議会）  
 ・ 部 会（計画部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会）

### 【各部会の審議事項】（香川県環境審議会運営規定 別表）

| 部会名（関係課）                      | 所 掌 事 務  | 計画、審議事項  |
|-------------------------------|--|--|
| 計画部会<br>（環境政策課、<br>廃棄物対策課）    | 次に掲げる事項を調査審議すること。<br>1 環境の保全に係る基本的な計画等（他の部会の所掌する計画を除く。）に関すること。<br>2 地球温暖化対策に関すること<br>3 廃棄物処理対策に関すること   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香川県環境基本計画</li> <li>・ 香川県地球温暖化対策推進計画</li> <li>・ 香川県廃棄物処理計画</li> </ul>  |
| 生活環境部会<br>（環境管理課）             | 次に掲げる事項を調査審議すること。<br>1 水質汚濁の防止に関すること。<br>2 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に関すること。<br>3 その他公害の防止に関すること。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質測定計画</li> <li>・ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画</li> <li>・ 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画</li> <li>・ 上記3計画に関する審議</li> <li>・ 水域類型の見直しについて<br/>               類型見直しの妥当性に関する審議</li> </ul>  |
| 自然環境部会<br>（みどり整備課、<br>みどり保全課） | 次に掲げる事項を調査審議すること。<br>1 自然環境の保全に関すること。<br>2 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関すること。<br>3 自然海浜の保全に関すること。<br>4 県立自然公園に関すること。<br>5 緑化の推進とみどりの保全に関すること。<br>6 希少野生生物に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香川県みどりの基本計画</li> <li>・ 大滝大川県立自然公園公園計画</li> <li>・ 香川県自然環境保全等基本方針</li> <li>・ 鳥獣保護管理事業計画</li> <li>・ 香川県希少野生生物の保護に関する基本方針</li> <li>・ イノシシ第二種特定鳥獣管理計画</li> <li>・ ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画</li> <li>・ ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画</li> <li>・ 狩猟鳥獣捕獲禁止計画（ニホンジカ（小豆郡））</li> </ul> |
| 温泉部会<br>（薬務課）                 | 温泉に関する事項を調査審議すること。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉の掘削及び、温泉採取用動力装置設置時、温泉法の規定による審議</li> </ul>   |